

(案)

## 第三次地域管理経営計画書

### 第一次変更計画書(変更分)

(後志胆振森林計画区)

計画期間

〔 自 平成20年4月 1日  
至 平成25年3月31日 〕

經常計画策定年月日：平成20年3月27日

第一次変更計画策定年月日：平成22年3月 日

北海道森林管理局

## 後志胆振森林計画区の第三次地域管理経営計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

- 1 森林吸収源対策を推進するため、育成単層林及び育成複層林の間伐に係る伐採箇所の追加等により伐採総量を変更する。

なお、本変更計画は、平成22年4月1日から適用する。

### 【変更項目及び頁】

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | 「地管」  |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針    | (5)1  |
| (4) 主要事業の実施に関する事項     | (8)1  |
| 2 国有林野の維持及び保存に関する事項   |       |
| (4) その他必要な事項          | (11)1 |

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」	「指針」
施業方法の体系	(1)1
機能類型ごとの管理経営の指針	
1 水土保持林	(1)1
2 森林と人との共生林	(6)2
3 資源の循環利用林	(11)2
(別表 施業方法の体系)	(13)4

注1： ( )内は、変更前の地域管理経営計画の頁である。

注2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部等が変更・追加等の箇所である。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

事業の実施に当たっては、……〔以下略〕

伐採総量

変更前

(単位：m<sup>3</sup>：ha)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
材積	0	97,994 (2,125)	8,500	106,494

注：( ) は、間伐面積である。

変更後

(単位：m<sup>3</sup>：ha)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
材積	0	161,029 (9,414)	8,500	169,529

注：( ) は、間伐面積である。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(4) その他必要な事項

ア 生物多様性の保全に資する「北限のブナ復元」の取組の推進

本計画区は、自生するブナの北限地帯であり、生物多様性の保全に資する観点から、健全な森林への改善を目指すこととし、地域住民、NPO等の参加を得た「北限のブナ復元」の取組を進める。

また、ブナを主体とする天然林について生物多様性の保全にも留意しつつ、「森林と人との共生林」の「自然維持タイプ」への機能類型の見直しの検討を行うとともに、ブナの生育状況等を考慮して適切な森林施業に努めるものとする。

別冊（後志胆振森林計画区）

## 各機能類型に応じた管理経営の指針

北海道森林管理局

## 施業方法の体系

別表「施業方法の体系」による。( 指針「5ページ」のとおり変更する。 )

### 機能類型ごとの管理経営の指針

#### 1 水土保持林

##### (1) 国土保全タイプ

土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分  
イ 伐採・搬出

(ア) < 略 >

(イ) 天然生林の主伐については、重点的に発揮させるべき機能の確保・向上を図る観点から、機能類型ごとの森林の整備の目標に沿って、必要に応じて行うこととし、実施に当たっては天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して、公益的機能の向上に配慮するものとする。

(ウ) ブナを主体とする天然林において主伐を行う場合には、ブナの生育状況等を考慮しつつ、生物多様性等自然環境の保全に十分留意するものとする。

(エ) 伐採方法は、森林の現状に急激な変化を与えないよう、択伐又は複層伐によることを基本とし、林況、更新樹種の特性等を勘案して、適切に選択する。

(オ) 伐採木の搬出に当たっては、地表の攪乱を最小限にとどめるよう留意する。

#### エ 保育・間伐

(ア) < 略 >

(イ) < 略 >

(ウ) 天然生林の間伐については、重点的に発揮させるべき機能の確保・向上を図る観点から、機能類型ごとの森林の整備の目標に沿って、必要に応じて行うこととし、実施に当たっては下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して、公益的機能の向上に配慮するものとする。

(エ) ブナを主体とする天然林において間伐を行う場合には、ブナの生育状況等を考慮しつつ、生物多様性等自然環境の保全に十分留意するものとする。

風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境の悪化の防備を目的とする林分

#### イ 伐採

(ア) < 略 >

(イ) < 略 >

(ウ) 天然林の主伐の取扱いについては、のイの(イ)及び(ウ)と同じ。

#### エ 保育・間伐

(ア) < 略 >

(イ) 天然林の間伐の取扱いについては、の工の(ウ)及び(エ)と同じ。

(2) 水源かん養タイプ

イ 伐採・搬出

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) <略>

(エ) 天然林の主伐の取扱いについては、(1)の のイの(イ)及び(ウ)と同じ。

(オ) <略>

エ 保育・間伐

(イ) 天然林

<略>

天然林の間伐の取扱いについては、(1)の の工の(ウ)及び(エ)と同じ。

2 森林と人との共生林

(2) 森林空間利用タイプ

イ 伐採

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) 天然生林の伐採については、重点的に発揮させるべき機能の確保・向上を図る観点から、機能類型ごとの森林の整備の目標に沿って、必要に応じて行うこととし、実施に当たっては天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して、公益的機能の向上に配慮するものとする。

(エ) プナを主体とする天然林において伐採を行う場合には、プナの生育状況等を考慮しつつ、生物多様性等自然環境の保全に十分留意するものとする。

3 資源の循環利用林

イ 伐採

(ア) <略>

(イ) <略>

(ウ) <略>

(エ) <略>

(オ) <略>

(カ) 天然林の主伐の取扱いについては、1の(1)の のイの(イ)及び(ウ)と同じ。

エ 保育・間伐

(イ) 天然林

< 略 >

天然林の間伐の取扱いについては、1の(1)の のエの(ウ)及び(エ)と同じ。

別表 施業方法の体系

施業方法		育成単層林施業	育成複層林施業		天然生林施業	
の区分		森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業		主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む）	
施業対象林分		機能類型ごとに定める	同左	同左	同左	法令等で禁伐とする林分及び <u>ブナ</u> の生育状況等の自然的条件により施業を見合わせる林分
現在林種区分		育成単層林	育成単層林 育成複層林	育成単層林 育成複層林 天然生林	天然生林	
伐採方法	区分	皆伐	複層伐 択伐	択伐 (間伐)	<u>択伐</u> (間伐)	
	作業方法	保護木及び有用木を保残	単木伐採 列状伐採 群状伐採	単木伐採 群状伐採	<u>単木伐採</u>	
更新方法	区分	単層林造成	複層林造成	天1(天2)	<u>天2</u>	
	作業方法	新植 人工下種	新植 人工下種	刈出し 地表処理 植込み		
施業後林種区分		育成単層林	育成複層林		<u>天然生林</u>	